

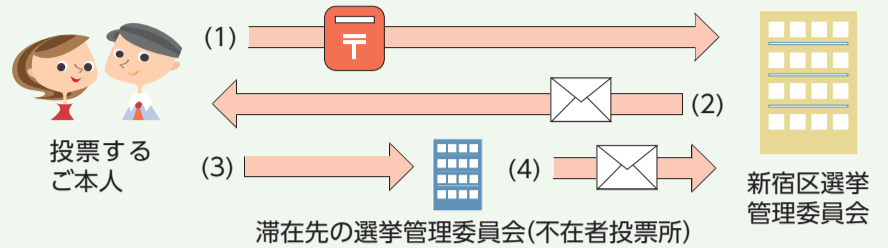
◆旅行地・転出先での不在者投票◆

長期の出張や旅行、区外への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

不在者投票ができるのは、**7月5日(金)～7月20日(土)**です。投票用紙等の請求・送付は郵便による方法を用いますので、お早めにお手続きください。

- (1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。
※区外へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。
※請求書の様式は新宿区のホームページからも取り出せます。
※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください。
- (2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、公示日の7月4日(休)以降に(5日(金)以降に到着した分については、受付が済み次第)「投票用紙の送付先」にレターパックプラスで投票用紙等をお送りします。
- (3)滞在先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。
※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。
※不在者投票所の場所や投票できる日時は自治体によって異なりますので、事前に滞在先の選挙管理委員会にご確認ください。

(4)投票用紙等は滞在先(転出先)の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(7月21日(日))を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



【記載例】 投票用紙等請求書

私は令和元年7月21日執行の参議院議員選挙の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。
令和元年〇月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、7月17日(休)まで(※)に不在者投票の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。

詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(7月17日(休))を過ぎてからは参議院議員選挙の投票用紙等は請求できません。お早目に手続きしてください。

◆投票・開票速報◆

開票は7月21日(日)午後8時45分から、新宿コスミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行ないます。

投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区のホームページでご覧いただけます。

なお、東京都選出(都内全体)の投開票結果については東京都選挙管理委員会のホームページを、また比例代表選出(全国)の結果については総務省のホームページをご覧ください。

◆指定病院等に入院・入所している方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。

◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、その他の障害でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- ◆視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・その他の障害の方
→障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・FAX(3209)3441
- ◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方
→介護保険課給付係 ☎(5273)4176・FAX(3209)6010
- ◆介護保険の「要支援」の認定を受けている方または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
→地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・FAX(6205)5083

◆選挙公報を配布します◆

7月19日(金)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な施設にも置きます。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。こちらも区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

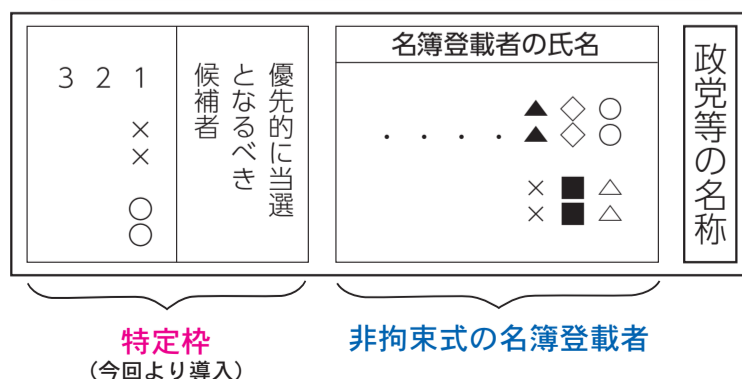
※東京都選挙管理委員会ホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)でも選挙公報がご覧になれます。公開は7月7日ごろの予定です。新宿区ホームページからもご覧になれます。

比例代表選出への「特定枠」の導入

「特定枠制度」とは

比例代表名簿を届け出る政党その他の政治団体は、候補者とする者のうち一部の者を「優先的に当選人となるべき候補者」として、その氏名および順位を、その他の候補者と区別して名簿に登載できます(特定枠)。特定枠の候補者への投票は、当該政党等への投票とみなされます。特定枠に何人の候補者を載せるか、また、制度そのものを利用するかどうかは、当該政党等が判断します。※詳しくは、総務省のHPをご覧ください。

特定枠がある場合の投票所に掲示される【政党等名称及び名簿登載者氏名掲示】のイメージ



【比例代表における当選人の決定】

- ①まず、投票結果により各政党等の議席数が決まります。その後、この獲得議席数が埋まるまで、以下②・③の順に進みます。
- ②左図の「特定枠」がある場合、そこに記載された候補者を、記載順のとおりに当選人とします。
- ③さらに、左図の「非拘束式の名簿登載者」について、得票数の最も多い者から順次、当選人とします。